選挙運動用ポスター作成請負契約書

収　 入

印　 紙

発注者　　　　　　　　　　　　　　を甲とし、請負者　　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和８年４月１９日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

１　甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

　⑴　規　格　　　　　　　㎝×　　　　　　㎝

　　⑵　数　量　　　　　　　　　　　　　　　枚

　　⑶　納　期　令和　　　年　　　月　　　日

２　請負代金は、１枚につき金　円（うち消費税及び地方消費税額金

円）とし、総額金円とする。

３　乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

４　甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第９３条の規定により清須市に帰属することとならない場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

５　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

　　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲　　　住所

（発注者）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙　　　住所

（請負者）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考

　　１　ポスター作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２　ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。